

WITH・コロナ 事前避難促進事業補助金のご案内



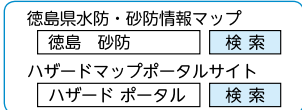
コロナ禍において、災害時に配慮の必要な方（下記の「**利用者の要件**」に該当する方。以下、「**要配慮者**」という。）を対象に、避難先としてホテル・旅館などを活用する場合、宿泊費を補助します。

●対象となる災害 **警戒レベル3以上**の避難情報が発令された台風および大雨

利用者の要件

次の(1)、(2)両方に該当する方

- (1) 対象となる住まい
吉野川市内で、次のいずれかの区域にお住まいの方
①土砂災害警戒区域内
②洪水浸水想定区域内



(2) 利用できる方

- 次のいずれかに該当する要配慮者と、その介助者として付き添う方
①要介護認定3から5のいずれかの認定を受けている方
②身体障害者手帳1級または2級を所持する方
③療育手帳Aを所持する方
④妊産婦および乳幼児（満1歳未満）
⑤その他市町村長が認める方



※要配慮者1人に対して、付き添いの方1人まで補助対象となります。

補助金額

1人1泊あたり**最大5,000円**（補助率2分の1）

補助対象宿泊費 上限10,000円（交通費、飲食代は対象外）

※対象施設（避難先）は市ホームページまたは徳島県ホームページでご確認ください。

※宿泊施設を利用した日から起算して30日以内に申請書を提出してください。

補助対象期間

令和3年5月1日～11月30日



市ホームページ
二次元コード



徳島県ホームページ
二次元コード

●問い合わせ 防災対策課 ☎22-2235 FAX22-2248

第8回 吉野川市「ストップ! 児童虐待」作品展 作品募集

1. 趣 旨

「児童虐待防止推進月間」の取り組みの一つとして、第8回吉野川市「ストップ! 児童虐待」作品展を開催し、「児童虐待は社会全体で解決すべき問題」として市民一人ひとりの意識を高めます。

2. 募集作品

- ①絵画・ポスター部門 ②作文部門 ③標語部門 ④書道部門

※応募規定などは各小・中学校に配布するチラシにてご確認ください。

3. 応募資格

本市在住の小・中学生。または本市内の小・中学校に通う児童・生徒。

※標語部門については本市在住の一般の方も応募できます。

4. 応募方法など

●募集期間 8月30日(月)～9月17日(金)

※出展いただいた全ての方に参加賞を贈呈します。

●展示場所

市役所東館市民ホール（展示を希望しない方は、作品提出時に申し出てください。）併せて、児童虐待防止啓発パネル展も開催予定です。

●展示期間

11月の2週間程度

土・日、祝日以外の午前8時30分から午後5時15分まで

※新型コロナウイルス感染症防止のため、中止する場合がありますので、ご了承ください。

詳細が決定した後、市ホームページなどでお知らせします。

●提出方法

子育て支援課（本館1階）まで持参または郵送してください。

なお、吉野川市内の学校に通っている小・中学生は、作品を学校に提出してください。

●問い合わせ 子育て支援課 子ども相談室 ☎22-2267 FAX22-2245

ひとりで悩まずに相談してください。

とくしま自殺予防センター ☎088(602)8911 FAX088(652)2327 9:00～16:00(土・日・祝日・年末年始除く)

国民健康保険・後期高齢者医療制度・介護保険(65歳以上) 被保険者の皆さんへ

新型コロナウイルス感染症の影響により、次の要件を満たす方は、**保険料(税)が減免となります。**

【保険料(税)の減免の対象となる方】

○新型コロナウイルス感染症により、

1	主たる生計維持者が死亡し、または重篤な傷病を負った世帯の方は	全額免除
2	主たる生計維持者の収入減少が見込まれる世帯の方は ◇◇一部減額または全額免除となる具体的な要件◇◇ 世帯の主たる生計維持者について、次の(1)～(3)の条件の全てを満たす必要があります。 (1)収入の種類（事業収入や給与収入など）ごとに見た「いずれかの収入」が、前年に比べて、10分の3以上減少する見込み (2)前年の所得の合計額が、1,000万円以下（国民健康保険・後期高齢者医療制度の場合のみ） (3)収入減少が見込まれる種類の所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下	一部減額または全額免除

【保険料(税)の減免額の計算】

○上記2の要件を満たし、減免の対象となった場合の減免額は、「**減免対象保険料(税)額(A×B/C)**」に「**減免割合(D)**」をかけた金額です。

※「国民健康保険税」・「後期高齢者医療保険料」・「介護保険料」それぞれで算定します。

「減免対象保険料(税)額」(A×B/C)			
	国民健康保険税	後期高齢者医療保険料	介護保険料
A	世帯の被保険者全員について算定した保険料額	同一世帯に属する被保険者について算定したそれぞれの保険料額	第1号被保険者の保険料額
B	世帯の主たる生計維持者の減少が見込まれる収入にかかる前年の所得額		
C	主たる生計維持者および世帯の被保険者全員の前年の合計所得金額		世帯の主たる生計維持者の前年の合計所得金額

「世帯の主たる生計維持者の前年合計所得金額に応じた減免割合」(D)

	国民健康保険税	後期高齢者医療保険料	介護保険料
D	300万円以下の場合	： 全部（10分の10）	※210万円以下の場合 ： 全部（10分の10）
	400万円以下の場合	： 10分の8	※210万円を超える場合 ： 10分の8
	550万円以下の場合	： 10分の6	※令和2年度保険料減免の場合 は200万円
	750万円以下の場合	： 10分の4	
	1,000万円以下の場合	： 10分の2	

○主たる生計維持者の事業等の「廃止」や「失業」の場合には、前年の合計所得金額にかかわらず、減免対象保険料(税)の「**全額を免除**」します。

○後期高齢者医療保険料については、設定されている納期限によって対象とならない場合があります。

自身が減免の対象となるか、申請に必要な書類などの詳細については、**まずは、「国保年金課」、「長寿いきがい課」に問い合わせください。**

●国保年金課（国民健康保険課税係・高齢者医療係）

☎22-2213 FAX22-2243 メールアドレス：kokuhononkin@yoshinogawa.i-tokushima.jp

●長寿いきがい課（介護保険係）

☎22-2264 FAX22-2260 メールアドレス：chouju@yoshinogawa.i-tokushima.jp

「児童虐待かも?」と思ったら、迷わず児童相談所全国共通ダイヤル『189』へ連絡を!



徳島県水防・砂防情報マップ
二次元コード



市ホームページ
二次元コード